不破消防組合 地球温暖化対策(第2次)実行計画

令和6年4月

不破消防組合

目 次

第1章	基本的事項
1.	計画目的・・・・・・・・・1
2.	基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・1
3.	対象範囲・・・・・・・・1
4.	対象とする温室効果ガス・・・・・・・1
第2章	温室効果ガスの排出状況及び削減目標
1.	基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・2
2.	要因別の排出状況・・・・・・3
3.	削減目標・・・・・・・3
第3章	具体的な取組
第3章 1.	具体的な取組 施設設備の改善等・・・・・・・・・・3
1.	
1.	施設設備の改善等・・・・・・・・3
1.	施設設備の改善等・・・・・・・3 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 2. 3.	施設設備の改善等・・・・・・・3 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 2. 3. 第4章	施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 2. 3. 第4章	施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)として策定するものである。

不破消防組合の事務及び事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成29年度(2017年度)とし計画期間を令和6年度(2024年度)~令和10年度(2028年度)までの5年間とする。

目標年度については、令和12年度(2030年度)とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直 しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、不破消防組合が行う全ての事務・事業とし、全ての組織及び施設を対象とする。

(対象施設一覧)

施設名			
不破消防組合消防本部			
不破消防組合東消防署			
不破消防組合西消防署			

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6 種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

不破消防組合の事務・事業における基準年度【平成29年度(2017年度)】の二酸化炭素総排出量は、138,756.71kg- CO_2 である。

区 分	排出量(kg-C02)
二酸化炭素 (CO2)	138, 756. 71 kg-C02

各温室効果ガスの排出量=燃料使用量×下記の係数 温室効果ガス総排出量=(各温室効果ガス排出量×地球温暖化係数)の総和

排出係数一覧

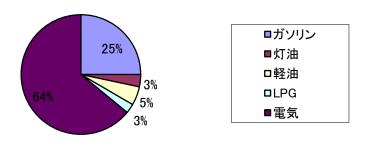
項目	CO ₂
ガソリン	2. 32kg-C0 ₂ /Q
灯油	2. 49kg-C0 ₂ /Q
軽油	2.58kg-C0 ₂ /Q
LPG	3. 00kg-C0 ₂ /kg
定第	0.555kg-C0 ₂ /kwh

基準年度【平成29年度(2017年)】項目別温室効果ガス総排出量(CO₂換算量)

項目	CO ₂ (単位 kgCO ₂)
ガソリン	34, 696. 06
灯油	4, 611. 48
軽油	7, 018. 45
LPG	3, 528. 60
電気	88, 902. 12
合計	138, 756. 71

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成29年度(2017年度)の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の64%を占め、次いでガソリンの使用が25%、軽油が5%となっている。



3. 削減目標

平成29年度(2017年度)を基準年度として計画期間の最終年度である令和10年度(2028年度)の二酸化炭素排出量を、10%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量	削減目標	計画最終年度排出量
	平成 29 年度		令和 10 年度
二酸化炭素(CO2)	138, 756. 71 kg-C0 ₂	10%	124, 881. 03 kg-C0 ₂

第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷 の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス(ペアガラス、二重ガラス等)を導入する。
- ・高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・公共施設の緑化を推進する。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで 環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、 詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング (エコマーク、グリーンマーク等) 対象製品を購入する。

3. その他の取組

- ①電気使用量の削減
 - ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間 の削減に努める。
 - ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
 - ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
 - ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備、管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・無駄なアイドリングは控える。
- ③環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
 - ・職員向けに環境保全研修等を行う。
 - ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
 - クールビズ、ウォームビズを推進する。
 - ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第4章 推進・点検体制及び実施状況の公表

1. 推進体制

本計画を実行、運用していくため、事務局は総務課内に置き、各課長及び各署長を推 進担当者とする。

2. 点検体制

事務局は、推進担当者を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価 を行う。

3. 実施状況の公表

計画の策定及び取組等については、不破消防組合ホームページにより公表する。